

(人事労務担当者が留意しなければならない事項)  
**年度替わり時期に必要な労働関係手続きを学ぶ**  
**正社員、非正規社員全てに対応が必要です！**

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会  
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会  
(一社) 新宿労働基準協会・(一社) 池袋労働基準協会

年度替わりは人事異動の時期であり、また労働基準法等に定める各種手続の更新・実施の時期でもあります。この時期、4月1日からの改正労働基準法等に対応した迅速かつ的確な事務が求められるところです。

そこで、3～4月に集中する労働関係の手続、人事異動時の対応について専門家が解説します。

記

1 日 時 2019年2月5日(火) 13:15～16:15 (開場・受付は12:45～)

2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル (裏面案内図参照)

3 講 師 北 岡 大 介 氏 (社会保険労務士)

4 内 容

- (1)面接、内定、雇用契約、研修、定年後再雇用などの留意点
- (2)人事異動に伴う各種資格者の選任補充(安全衛生管理者・推進者、短時間雇用管理者等)
- (3)年次有給休暇の日数管理(退職予定者、新規採用者の取扱いなど)
- (4)36協定の手続(従業員過半数代表者の選任、限度基準とは?など)
- (5)就業規則(育児・介護休業制度の改正)、賃金規則の変更手続き

5 受講料(消費税・資料代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 6,000円

6 定 員 32名

7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から1月29日まで2週間ない場合は1月29日まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例0205 ○○カイシャ等)			

- ③受講の取消：1月29日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

\*この講習は、三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。